

## 福祉

## 児童扶養手当の支給

父母の離婚・死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で一定の障害のある者）が育成されるひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給する手当です。

## ● 手当を受けるには

必要書類を添えて申請が必要で、申請者や生計同一の扶養義務者の所得状況によって支給制限があります。

※請求者または児童が公的年金給付などを受給しており、その額が児童扶養手当の額より低い場合は、差額分の児童扶養手当を受給することができません。

・ 次の場合は手当を受けることができます。

- ① 児童や父（母）などが日本国内に住んでいないとき。
- ② 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設などに入所しているとき。
- ③ 父（母）が婚姻しているとき。

※婚姻の届け出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあ

る場合を含む。

- ④ 請求者が父（母）の場合、児童が母（父）と生計を同じくしているとき。

※父（母）障害該当の場合を除く。

## ● 令和8年度（2026年度）手当支給月額

- ・ 児童1人目
  - 【全部支給】 4万8050円
  - 【一部支給】 4万8040円
  - 1万1340円
- ・ 児童2人目以降
  - 【全部支給】 1万1350円
  - 【一部支給】 1万1340円
  - 5680円

## 問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

## ● 子育てですか？ 手当

## 【特別児童扶養手当】

20歳未満で、身体や知的または精神に中程度の障害、もしくは長期にわたる安静を必要とする症状にあたる児童を監護している方に支給する手当です。

## ● 対象者／右に記載の児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している方。

## ● 手当支給月額（令和8年（2026年）4月分）

- ・ 1級／5万8450円
- ・ 2級／3万8930円

## ● 支給月／4月・8月・12月

※次の場合は手当を受けることができます。

- ① 児童が日本国内に住んでいないとき。
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき。
- ③ 児童が児童福祉施設などに入所しているとき。

## 【特別障害者手当】

20歳以上で、身体や知的または精神に著しく重度の障害がある状態のために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給する手当です。

## ● 手当支給月額（令和8年（2026年）4月分）／3万450円

## ● 支給月／2月・5月・8月・11月

※次の場合は手当を受けることができます。

- ① 施設に入所しているとき（ショートステイは除く）。
- ② 病院に3カ月以上入院しているとき。

## 【障害児福祉手当】

20歳未満で、身体や知的または精神に重度の障害がある状態のために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の児童に支給する手当です。

## ● 手当支給月額（令和8年（2026年）4月分）／1万6560円

- 支給月／2月・5月・8月・11月
- ※次の場合は手当を受けることができます。

## ● 施設に入所しているとき（ショートステイは除く）。

- ① 施設に入所しているとき（ショートステイは除く）。
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき。

手当を受けるには、申請が必要です。またいずれの手当も、所得による支給制限があります。詳しくは、お問い合わせてください。

また、既にこれらの手当を受けている場合、手当にに応じて、さまざまな届け出をする義務があります。「障害程度に変更があった」「住所・氏名を変更した」「振込口座を変更したい」「所得の高い扶養義務者と同居または別居するようになった」などの場合は届け出てください。

届け出が遅れたり届け出をしなかったりしたときは、支給されなくなる場合や支給が遅れる場合、手当を返還していただく場合があります。必ず忘れずに届け出てください。

## 問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）